

国住指第4725-4号
平成25年3月26日

財団法人マンション管理センター理事長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



給湯設備の転倒防止に係る技術基準の改正について

平素より建築行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、住宅に設置されていた電気給湯器の転倒被害が多数発生したことを受け、「電気給湯器等の転倒防止措置の点検等について」(平成23年9月7日付け国住指第1672-4号)により、建築物に設ける電気給湯器等の転倒防止措置の考え方について通知したところですが、今般、建築物に設ける給水、排水その他の配管設備のうち、電気給湯器、ガス給湯器、石油給湯器等の給湯の用に供する配管をされた設備(以下「給湯設備」という。)の地震等に対して安全上支障のない構造方法について、「建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1388号。以下「本告示」という。)を一部改正し、平成25年4月1日に施行されることとなっておりますので、改正後の本告示の運用について、下記のとおり通知します。

なお、本告示の施行に伴い、平成23年9月7日付け国住指第1672号から国住指第1672-8号までは廃止します。

記

(1) 改正の概要

本告示の改正は、給湯設備の地震等に対して安全上支障のない構造について、建築物の部分等への設置方法別にアンカーボルト等の仕様及び構造計算の方法を定めたものである。

(2) 適用の範囲について

本規定は、給湯設備のうち、満水時の質量(支持構造部の質量を含む。)が15キログラムを超えるものに適用される。ただし、本告示第二に規定する屋上

水槽等に該当するものには適用されない。

また、給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合は、当該給湯設備は本規定の対象外となる。具体的には、給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合において著しい破壊を生じない丈夫な壁、囲い又は扉等により給湯設備が囲まれている場合が該当する。また、給湯設備が転倒、移動するおそれがある場所を維持管理以外の目的で人が通行しないなど、当該場所を人が利用することが通常想定されない場合も本規定の対象外となる。

なお、パイプシャフト等により一部に丈夫な囲いが設けられ、給湯設備が特定方向のみに転倒、移動するおそれがある場合は、当該特定方向についてのみの転倒、移動等の防止措置について確認することとなる。

(3) アンカーボルト等の引張耐力について

給湯設備を緊結するアンカーボルト等（アンカーボルト、木ねじその他これらに類するものをいう。以下同じ。）に関しては、第五第1号から第3号までに規定するアンカーボルト等のほか、計算値や試験値などにより同等以上の引張耐力が確かめられたアンカーボルト等を使用することができる。

(4) 本告示第五第4号の計算ルートについて

本告示第五第1号から第3号までの規定によらず、第4号に規定する構造計算により安全上支障のないことを確認することができる。

(5) 建築確認・検査について

建築確認・検査の際には、建築基準法施行規則第1条の3第4項の表1の(十)項に規定する「構造詳細図」に明示された「昇降機以外の建築設備の構造方法」により本規定への適合について確認することとなる。

また、定期検査報告においては、平成20年国土交通省告示第285号の別記第4号に規定する検査結果表の「給湯設備(ガス湯沸器を除く。)の取付けの状況」及び「ガス湯沸器の取付けの状況」の検査結果欄により確認することとなる。

2 保証成分量その他の規格 (肥料取締法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる肥料にあっては、含有許される有害成分の最大量その他の規格) (肥料取締法第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる肥料にあっては、含有許される有害成分の最大量その他の規格) は、次のとおりである。
 (次のとおり)は、省略し、その関係費を農林水産省消費・安全関係費に確保し、関係に供する。)

国土交通省告示第 1440 号

建築基準法施行令 (昭和二十五政令第三十八号) 第百二十九条の二の四第 2 号の規定に基づき、建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定める件 (平成十二年建設省告示第 1318 号) の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣 羽田雄一郎

制定文中「第一項」を「第二号」に改める。

第二号「類するもの」の下に「(以下「屋上水槽等」という。))」を加える。

第四号「配管設備」の下に「(建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備 (屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除く。以下単に「給湯設備」という。))」を除く。))」を加え、第四の次に次のように加える。

第五 給湯設備は、第一の規定によるほか、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。この場合において、給湯設備の質量、支持構造部の質量及び給湯設備を満水した場合における水の質量の総和 (以下単に「質量」という。)) が十五キログラムを超える給湯設備に係る地震に対して安全上支障のない構造は、給湯設備の周囲に当該給湯設備の転倒、移動等により想定される衝撃が作用した場合においても著しい破壊が生じない丈夫な壁又は囲いを用いて設ける場合その他給湯設備の転倒、移動等により人が危害を受けるおそれのない場合を除き、次の各号のいずれかに定めるところによらなければならない。

一 次の表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアスペクト比 (給湯設備の幅又は奥行長さ支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部を含めた幅又は奥行長さ) の小さい方に対する給湯設備の高さ (支持構造部を設置する場合にあっては、支持構造部の高さを含めた高さ) の比をいう。以下同じ。)) の欄の区分に応じ、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を、同表のアンカーボルトの種類、欄及びアンカーボルトの本数の欄に掲げるアンカーボルトを約合し良く配置して、当該給湯設備を十分に支持するに足りる建築物又は敷地の部分等 (以下単に「建築物の部分等」という。)) に繋結すること。ただし、給湯設備の底部又は支持構造部の底部を繋結するアンカーボルトの一本当たりの引張耐力が、同表の給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄、アスペクト比の欄及びアンカーボルトの本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルトとすることができ。

給湯設備を設ける場所	質量 (単位 キログラム)	アスペクト比	アンカーボルトの本数	引張耐力 (単位 キロニュートン)
地階及び一階並に敷地の部分	十五を超え二百以下	四・五以下	三本以上	二・八
		径が八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー		
		径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー	四本以上	二・二
		径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー		

上層階及び屋上	中間階		下層階
	二十五を超え二百以下	二百を超え三百五十以下	
二十五を超え二百以下	四以下	四以下	四以下
	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー
二十五を超え三百五十以下	五以下	五以下	五以下
	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー
二百を超え三百五十以下	四以下	四以下	四以下
	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー
二百を超え三百五十以下	五以下	五以下	五以下
	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー	径が十二ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さがおねじ形のと施工アンカー

この表において、木ねじとは、JIS B 1112(十字穴付き木ねじ)・JIS B 1115(すりわり付き木ねじ)・JIS B 1119(五五適合する木ねじ)をいうものとする。この表において同じ。

三 次の表の給湯設備を設ける場所の欄及び質量の欄の区分に応じ、給湯設備の側部を同表のアンカーボルト等の種類の欄及びアンカーボルト等の本数の欄に掲げるアンカーボルト等を鈎合しよく配置して、建築物の部分等に緊結すること。ただし、給湯設備の側部を緊結するアンカーボルト等の一本当たりの引張耐力が、給湯設備を設ける場所の欄、質量の欄及びアンカーボルト等の本数の欄の区分に応じ、同表の引張耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、当該引張耐力を有するアンカーボルト等とすることができる。

給湯設備を設ける場所	質量(単位:キログラム)	アンカーボルト等の種類	アンカーボルト等の本数	引張耐力(単位:キロニュートン)	中間階、上層階及び屋上		
					十五を超え六十以下	六十を超え	
地階及び一階並びに敷地の部分	十五を超え六十以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・三	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・五
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十二ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・二	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・五
中間階、上層階及び屋上	十五を超え六十以下	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・三	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・五
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十二ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・二	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	二本以上	〇・五
六十を超え	六十を超え	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	四本以上	〇・五	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	四本以上	〇・三
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	四本以上	〇・五
六十を超え	六十を超え	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	四本以上	〇・五	径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	四本以上	〇・三
		径が四・八ミリメートル以上であり、かつ、有効打ち込み長さが十五ミリメートル以上である木ねじ	四本以上	〇・三	径が六ミリメートル以上であり、かつ、埋込長さが三十三ミリメートル以上であるアンカー	四本以上	〇・五

四 給湯設備又は支持構造部の建築物の部分等への取付け部分が荷重及び外力によって当該部分に生ずる力(次の表に掲げる力の組合せによる各力の合計をいう。)に対して安全上支障のないことを確認すること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づき地震に対して安全上支障のないことを確認することができる場合においては、この限りでない。

力の種類	力の組合せ
長期に生ずる力	G+P
短期に生ずる力	G+P+X

この表において、G、P及びKは、それぞれ次の力(軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。)を表すものとする。
 G 給湯設備及び支持構造部の固定荷重によって生ずる力
 P 給湯設備の積載荷重によって生ずる力
 K 地震力によって生ずる力
 この場合において、地震力は、特別な調査又は研究の結果に基づき定める場合のほか、次の式によって計算した数値とするものとする。

$$P = k \cdot W$$

この式において、P、k及びWは、それぞれ次の数値を表すものとする。

給湯設備を設ける場所	設計用標準震度
地階及び一階並びに敷地の部分	〇・四
中間階	〇・六
上層階及び屋上	一・〇

W 給湯設備及び支持構造部の固定荷重と給湯設備の積載荷重との和(単位:ニュートン)

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

〇国土交通省告示第千四百四十八号

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第六条第一項から第三項まで並びに第六条の二第一項の規定に基づき、建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十一月十二日

国土交通大臣 羽田雄一郎

給湯設備(循環ポンプを含む)	ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する	引火性危険物のある場所及び燃焼ガスの上昇する位置に取り付けていること又は本体に腐食若しくは漏水があること
(七)			

前文中「第一項から第三項」を「第一項から第三項まで」に改める。
 別表第四一内の項防火区画等の貫通措置の状況の欄中「第七号イ」を「第七号」に改め、同表二

中

		(イ)		(ロ)	
		ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第一号又は第三号の規定に適合しないこと若しくは腐食、漏水等があること。	
		電気給湯器の取付けの状況	目視により確認する。	本体に腐食、漏水等があること。	
(七)	給湯設備(循環ポンプを含む)の取付けの状況	給湯設備(ガス湯沸器を除く)の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千八百八十八号第一又は第五の規定に適合しないこと。	
(六)	ガス湯沸器の取付けの状況	ガス湯沸器の取付けの状況	目視又は触診により確認する。	平成十二年建設省告示第千八百八十八号第一又は第五の規定に適合しないこと若しくは引火性危険物のある場所及び燃焼廃ガスの上昇する位置に取り付けていること。	
(五)	給湯設備の腐食及び漏水の状況	給湯設備の腐食及び漏水の状況	目視により確認する。	本体に腐食又は漏水があること。	
(四)	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造	目視又は触診により確認する。	昭和四十五年建設省告示第千八百二十六号第四第一号若しくは第二号の規定に適合しないこと若しくは腐食若しくは漏水があること。	

に改

を

める。
別記第四号1(1)から(1)までの欄中、「排水配管」を「及び排水配管」に改め、同2(1)から(6)までの欄中「給水タンク等、給水ポンプ」を「飲料用の給水タンク及び貯水タンク(以下「給水タンク等」という。)並びに給水ポンプ」に改め、同(7)の欄中「ガスの湯沸器」を「給湯設備(ガス湯沸器を除く。）」に改め、同(8)の欄中「煙突及び給排気部の構造」を「取付けの状況」に改め、同(9)の欄中「電気給湯器の取付け」を「給湯設備の腐食及び漏水」に改め、同(9)の欄の次に次のように加える。

ガス湯沸器の煙突及び給排気部の構造

別記第四号3(ロ)の欄中「衛生」を「衛生」に改める。

附則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千四百四十九号

建築基準法施行規則第六條第二項及び第三項並びに第六條の二第一項の規定に基づき、昇降機の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件(平成二十年国土交通省告示第百八十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月十二日

国土交通大臣 羽田雄一郎

別表第一(二)の項主索の径の状況の項(ロ)欄中「場合に」を「場合に」を「場合に」に改め、「網車による曲げ回数が多い箇所」の下に、「網車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(ロ)の項主索の素線切れの状況の項(ロ)欄中「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に、「網車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同項(ロ)欄イ(3)中錯が著しい場合又は「を削り、同欄イに次のように加える。

(4) 谷部で素線切れが生じていること。

別表第一(二)の項主索の素線切れの状況の項(ロ)欄(3)中「錯が著しいこと又は」を削り、同(ロ)の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

		(イ)		(ロ)	
		主索の錯及び錯びた摩耗粉の状況	全長の錯及び錯びた摩耗粉の状況を目視により確認する。	全長の錯及び錯びた摩耗粉の状況を目視により確認する。	
			錯びた摩耗粉の状況を目視により確認する。	錯びた摩耗粉の状況を目視により確認する。	
(1)	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	
(2)	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	
(3)	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	
(4)	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	錯びた摩耗粉の状況	

別表第一(四)の項の状況の項(ロ)欄中「場合に」を「場合に」に改め、「箇所」の下に、「網車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(ロ)の項主索の素線切れの状況の項(ロ)欄中「場合に」を「場合に」に改め、「かかる箇所」の下に、「網車による曲げ回数が多い箇所」を加え、同(ロ)の項主索の摩耗粉の状況の項を次のように改める。

		(イ)		(ロ)	
		錯及び錯びた摩耗粉の状況	全長の錯及び錯びた摩耗粉の状況を目視により確認する。	全長の錯及び錯びた摩耗粉の状況を目視により確認する。	
			錯びた摩耗粉の状況を目視により確認する。	錯びた摩耗粉の状況を目視により確認する。	
(1)	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	
(2)	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	
(3)	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	
(4)	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	錯及び錯びた摩耗粉の状況	